

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……………13
- 北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 北海道立北方民族博物館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則……………21
- 北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則……………25
- 北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則……………25

共同訓令

- 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………25

告示

- 平成24年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等について……………26
- 平成25年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日について……………29
- 平成25年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について……………29
- 市町村立の小学校及び中学校の廃止について……………29
- 市町村立の小学校及び中学校の位置の変更について……………29
- 市町村立中学校の設置について……………30

通知・通達・照会

- 生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部改正について……………30

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（北海道教育委員会規則第4号）

1 趣旨

北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 文化・スポーツに関する事務・事業を知事に一元化することに伴い、生涯学習推進局文化・スポーツ課を廃止し、文化財・博物館課を設置することとした（第22条及び第24条関係）。
- (2) 生涯学習推進局生涯学習課の事務として、学校支援地域本部事業及び放課後子どもプランの一体的な推進に関すること等を加えるとともに、同課に子ども地域支援担当課長を設置することとした（第23条関係）。
- (3) 子ども地域支援担当課長の設置に伴い、学校教育局義務教育課地域支援担当課長を廃止することとした（第18条関係）。
- (4) 実習船管理局を廃止し、渡島教育局に実習船管理室を設置することとした（第34条及び第35条関係）。
- (5) 職員の職に係る規定を整備することとした（第36条第1項の表関係）。
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (7) 他の教育委員会規則の規定の整備を行うこととした（附則第4項から第8項まで関係）。

3 施行期日等

- (1) この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。
- (2) 職員の発令について経過措置を設けることとした（附則第2項及び附則第3項関係）。

◆北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（北海道教育委員会規則第5号）

1 趣旨

北海道立図書館について、利用時間を延長することにより、利用者に対するサービス向上を図るため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

6月から8月までの木曜日及び金曜日の利用時間を午前9時から午後7時までとすることとした（第3条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆北海道立北方民族博物館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則（北海道教育委員会規則第6号）

1 趣旨

北海道立博物館条例の一部が改正され、利用料金の上限額の改定及び大学等に係る常設展示の年間利用料金の上限額について定めたこと並びに北海道立美術館条例の一部が改正され、使用料等の額の改定及び大学等に係る常設展示の年間観覧料について定めたことに伴い、関係教育委員会規則の所要の改正を行うとともに、合わせて規定の整理を行うこととした。

2 内容

(1) 年間利用料金及び年間観覧料の設定に伴う改正

ア 北海道立博物館の年間利用料金の承認手続及び還付の基準を定めるため、所要の改正を行うこととした（第1条、第3条及び第4条関係）。

イ 北海道立美術館に大学等が年間観覧料を納める場合の手続について定めるため、所要の改正を行うこととした（第2条関係）。

(2) 利用料金及び使用料金の改定に伴う改正

ア 北海道立美術館の施設の利用の承認の要件について、所要の改正を行うこととした（第2条関係）。

イ 北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館の展示室等の利用の承認の要件について、所要の改正を行うこととした（第3条及び第4条関係）。

(3) その他規定の整理を行うこととした（第1条から第4条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（北海道教育委員会規則第7号）

1 趣旨

北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例が制定され、スポーツ（学校における体育に関するものを除く。）及び文化（文化財の保護に関するものを除く。）に関する事務は、知事が管理し、及び執行することから、関係する教育委員会規則の所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 教育財産等の所属に関する規定から、道立総合体育センター及び道立北見体育センターを削除することとした（第1条関係）。

(2) スポーツ基本法第10条第2項に基づく意見の申出に関する事務を教育長に委任できない事務とし、会議の議決事項とすることとした（第2条関係）。

(3) 次の教育委員会規則を廃止することとした（第3条関係）。

ア 北海道スポーツ表彰規則

イ 北海道文化賞規則

ウ 北海道立総合体育センター利用規則

エ 北海道立北見体育センター利用規則

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則（北海道教育委員会規則第8号）

1 趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例の改正に伴い、給料の縮減に係る管理職員の区分について教育委員会規則で定めることとされたことから、同条例附則第35項の表第1号に規定する教育委員会規則で定める管理職員を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第35項の表第1号に規定する教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が3種の職を占める校長とすることとした（本則関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成24年 4月 1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第 4 号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 節 実習船管理局（第35条）」を「第 2 節 削除」に改める。

第 6 条第 3 号中「、文化」を削り、同条第 7 号中「及び著作権思想の普及」を削り、同条中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とする。

第13条第 1 号中「及び生涯学習推進局文化・スポーツ課」を削る。

第14条第 8 号中「同意を与え」を「届出を受け」に改める。

第17条第 2 号中「実習船管理局」を「渡島教育局」に改める。

第18条第 1 項中第12号及び第13号を削り、同条第 2 項を削る。

第20条第 1 項第 1 号ウ中「及び生涯学習推進局文化・スポーツ課」を削る。

第22条第 2 号中「文化・スポーツ課」を「文化財・博物館課」に改める。

第23条第 1 項第 5 号中「（スポーツを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同項第 6 号ア中「、博物館」を削り、同項第 7 号中「、私立図書館」を「又は私立図書館」に改め、「又は私立博物館（博物館相当施設を含む。）」を削り、同項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号から第17号までを 1 号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第16号の次に次の 4 号を加える。

(17) 学校支援地域本部事業及び放課後子どもプランの一体的な推進に関する事。

(18) 前号に定めるもののほか、市町村教育委員会が行う地域支援活動に関し、指導及び助言を与えること。

(19) 国語の改良に関する事。

(20) ユネスコ活動に関する事。

第23条第 2 項を次のように改める。

2 生涯学習課担当課長は、生涯学習課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

(1) 北海道立生涯学習推進センターに関する事。

(2) 学校支援地域本部事業及び放課後子どもプランの一体的な推進に関する事。

(3) 前号に定めるもののほか、市町村教育委員会が行う地域支援活動に関し、指導及び助言を与えること。

第24条の見出し中「文化・スポーツ課」を「文化財・博物館課」に改め、同条第 1 項中「文化・スポーツ課」を「文化財・博物館課」に改め、同項第 1 号中「文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、生活文化及び国民娯楽並びに」を削り、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「文化及び」を削り、同号ア中「美術館、文化会館その他の文化に関する教育機関並びに」を削り、同号イ中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号エ中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号を同項第 8 号とし、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第 9 号とし、同項第13号中「文化の振興及び普及並びに」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第14号から第22号までを削り、同項第23号中「北海道文化審議会、」及び「及び北海道スポーツ推進審議会」を削り、同号を同項第11号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(12) 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

(13) 私立博物館（博物館相当施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。

(14) 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。

第24条第 1 項中第24号を同項第15号とし、同項第25号中「北海道立文学館」の前に「北海道立北方民族博物館、」を加え、同号を同項第16号とし、同項第26号中「、北海道立総合体育センター及び北海道立北見体育センター」を削り、同号を同項第17号とし、同条第 2 項を削る。

第34条第2項中「並びに係及び指導班」を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、実習船の管理及び運営に関する事務を処理させるため、渡島教育局に実習船管理室を置き、同室に指導班を置く。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第35条 削除

第36条第1項第1号の表本庁の項中

教育次長	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理する。
------	------------------------

を

教育次長	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。
------	---------------------------------

に改め、同表中

総務政策局総務課 総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課 生涯学習推進局生涯学習課 生涯学習推進局文化・スポーツ課	担当課長
--	------

上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	事務職員
---	------

を

総務政策局総務課 総務政策局教職員課 生涯学習推進局生涯学習課	担当課長	上司の命に属する特
---------------------------------------	------	-----------

を受け、課の主管に定	事務職員
------------	------

に、

生涯学習推進局生涯学習課 生涯学習推進局文化・スポーツ課	学芸主幹	博物館に関する事項に関する事務グループの事務課長を補佐する
生涯学習推進局生涯学習課 生涯学習推進局文化・スポーツ課	主任学芸員	上司の命を受け、博物館に関する専門的技術事項に関する事務をつかさどる。

専門的技術的	事務職員
を所掌し、をつかさどり、	
、博物館に関する	事務職員
事項に関する	

を

生涯学習推進局文化財・博物館課	学芸主幹	博物館に関する専門的技術事項に関する事務をつかさどる。
生涯学習推進局文化財・博物館課	主任学芸員	上司の命を受け、博物館に関する専門的技術事項に関する事務をつかさどる。

術的 し、 どり、 に 関 する	事務職員	に、	教育職員局福 利課	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健 指導に関する専門的業務に当 たる。
	事務職員			主任看護師 主任准看護 師	上司の命を受け、担任の看護 に関する専門的業務に当たる。

技術職員	を	教育職員局福 利課	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健 指導に関する専門的業務に当 たる。	技術職員
			主任看護師	上司の命を受け、担任の看護 に関する専門的業務に当たる。	

に、	学校教育局 学校教育局義 務教育課 学校教育局健 康・体育課 生涯学習推進 局生涯学習課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	社会教育主 事	上司の命を受け、社会教育を 行う者に専門的技術的な助言 と指導を与える。	事務職員
	生涯学習推進 局生涯学習課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	学芸員	上司の命を受け、博物館に関 する専門的技術的事項に関す る事務に従事する。	事務職員
	生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	文化財保護 主事	上司の命を受け、文化財の保 存及び活用に関する専門的事 項に関する事務に従事する。	事務職員

を	学校教育局 学校教育局義 務教育課 学校教育局健 康・体育課 生涯学習推進 局生涯学習課	社会教育主 事	上司の命を受け、社会教育を 行う者に専門的技術的な助言 と指導を与える。	事務職員	に、
	生涯学習推進 局文化財・博 物館課	学芸員	上司の命を受け、博物館に関 する専門的技術的事項に関す る事務に従事する。	事務職員	
	生涯学習推進 局文化財・博 物館課	文化財保護 主事	上司の命を受け、文化財の保 存及び活用に関する専門的事 項に関する事務に従事する。	事務職員	

教育職員局福 利課	保健師	上司の命を受け、保健師の業 務に当たる。	技術職員	を	教育職員 利課
	看護師	上司の命を受け、看護師又は 准看護師の業務に当たる。			
	准看護師				

局福	保健師	上司の命を受け、保健師の業務に当たる。	技術職員
	看護師	上司の命を受け、看護師の業務に当たる。	

に改め、同項第2号中「

教育局」の次に「(渡島教育局を除く。)」を加え、同項第3号の表を次のように改める。

(3) 渡島教育局

職の置かれる組織	職員の職	職務	職を占めるべき職員
局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
	専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務を処理する。	
	義務教育指導監	上司の命を受け、局の所掌事務のうち指定事項に関する調査、企画、調整等の事務をつかさどる。	指導主事
	船長	上司の命を受け、実習船の船務を掌理する。	技術職員
	実習管理監	船長を補佐し、実習船の船務を処理する。	
	一等航海士 二等航海士 三等航海士	上司の命を受け、実習船の航海に関する事務をつかさどる。	
	機関長	上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。	
	一等機関士 二等機関士 三等機関士	上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。	
	通信長	上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。	
	船務班長	上司の命を受け、実習船における各部門の調整に関する業務をつかさどる。	
	二等船舶通信士	上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。	
	甲板長	上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。	
	冷凍長	上司の命を受け、実習船の漁獲物の冷凍に関する業務をつかさどる。	
	操舵長	上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。	
	工作長	上司の命を受け、実習船の営繕に関する業務をつかさどる。	
	操機長	上司の命を受け、実習船の機	

		関操作に関する業務をつかさどる。	
	司厨長	上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。	
	航海主任	上司の命を受け、実習船の航海に関する業務を処理する。	
	機関主任	上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を処理する。	
	甲板員	上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。	事務職員、技術職員又はこれら以外の職員
	機関員	上司の命を受け、実習船の機関に関する業務に従事する。	
	司厨員	上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。	
課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
教育支援課	指導班主査	上司の命を受け、指導班の事務をつかさどる。	事務職員（社会教育主事） 指導主事
課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員
	主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	技術職員
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員
教育支援課	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	指導主事
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員
課	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	技術職員
室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員
実習船管理室	指導班主査	上司の命を受け、指導班の事務をつかさどる。	指導主事
室	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	事務職員
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	

	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
実習船管理室	指導主事	上司の命を受け、高等学校の水産教育における乗船実習に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	指導主事
室	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員

附 則

- この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の相当の職員となるものとする。

学校教育局義務教育課地域支援グループ	生涯学習推進局生涯学習課子ども地域支援グループ
生涯学習推進局生涯学習課北方民族博物館グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課北方民族博物館グループ
生涯学習推進局文化・スポーツ課文学館グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課文学館グループ
生涯学習推進局文化・スポーツ課釧路芸術館グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課釧路芸術館グループ
生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ
生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財調査グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ
実習船管理局	渡島教育局

- この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であつて、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

実習船管理局主査	渡島教育局実習船管理室主査
実習船管理局指導室長	渡島教育局実習船管理室乗船実習指導班主査
実習船管理局指導室指導主事	渡島教育局実習船管理室乗船実習指導班指導主事

- 教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第3条中「、実習船管理局」を削る。
別表中2の2の項を削る。
- 文化財保護審議会規則（昭和51年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第5条中「生涯学習推進局文化・スポーツ課」を「生涯学習推進局文化財・博物館課」に改める。
- 北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

北海道教育委員会の印	60ミリメートル平方	北海道教育委員会	総務政策局総務課長
	45ミリメートル平方		総務政策局総務課長
	30ミリメートル平方		各教育局長 実習船管理局長 総務政策局総務課長 各教育局長

別表中		60ミリメートル平方	北海道教育委員会	実習船管理局长 総務政策局総務課長	を
		45ミリメートル平方			
		30ミリメートル平方			
		30ミリメートル平方	北海道教育委員会 教育職員免許状授与証明書用 北海道教育委員会 公立学校職員履歴証明書用		

北海道教育委員会の印	60ミリメートル平方	北海道教育委員会	総務政策局総務課長	に、	北員印 北員務 北員印 北員務
	45ミリメートル平方		総務政策局総務課長		
	30ミリメートル平方		各教育局長		
	60ミリメートル平方	北海道教育委員会	総務政策局総務課長		
	45ミリメートル平方		各教育局長		
	30ミリメートル平方		総務政策局総務課長		
	30ミリメートル平方	北海道教育委員会 教育職員免許状授与証明書用 北海道教育委員会 公立学校職員履歴証明書用	総務政策局教職員課長		

北海道教育委員会委員長の	25ミリメートル平方	北海道教育委員会委員長	総務政策局総務課長 各教育局長 実習船管理局长
北海道教育委員会委員長職	25ミリメートル平方	北海道	総務政策局総務課長

北海道教育委員会委員長の印
北海道教育委員会委員長職

代理者の印		教育委員会 委員長 職務代理者	各教育局長 実習船管理局长	を	務代理者の印
北海道教育委員会教育長の印	25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教育長	総務政策局総務課長 各教育局長 実習船管理局长		北海道教育委員会教育長の印
北海道教育委員会教育長職務代理者の印	25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教育長 職務代理者	総務政策局総務課長 各教育局長 実習船管理局长		北海道教育委員会教育長職務代理者の印

25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 委員長	総務政策局総務課長 各教育局長
25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 委員長 職務代理者	総務政策局総務課長 各教育局長
25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教育長	総務政策局総務課長 各教育局長
25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教育長 職務代理者	総務政策局総務課長 各教育局長

に改め、北海道教育庁実習船管理局

長の印の項を削る。

7 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ウ中「及び実習船管理局长」を削る。

8 北海道立生涯学習推進センター管理規則（平成3年北海道教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の表所の部調査員の項の次に次のように加える。

主任	上司の命を受け、事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

北海道教育委員会規則第5号

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立図書館利用規則（昭和53年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、6月から8月までの木曜日及び金曜日にあつては、午前9時から午後7時までとする。

附 則

この教育委員会規則は平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道立北方民族博物館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第 6 号

北海道立北方民族博物館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則

（北海道立北方民族博物館利用規則の一部改正）

第 1 条 北海道立北方民族博物館利用規則（平成 2 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第12条第 3 項」を「第12条第 4 項」に改め、「規定により利用料金」の次に「又は年間利用料金」を、「受けようとするときは、」の次に「それぞれ」を、「（別記第 1 号様式）」の次に「又は北海道立北方民族博物館年間利用料金承認申請書（別記第 1 号様式の 2）」を加える。

第 7 条中「第12条第 5 項」を「第12条第 6 項」に改め、「（以下「利用料金」という。）」の次に「又は同条第 2 項に規定する年間利用料金」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第 8 条中「第12条第 6 項」を「第12条第 7 項」に、同条第 1 号コ中「第15条」を「第 5 条の 3」に改める。

第13条中「（以下「利用料金」という。）」の次に「又は同条第 2 項に規定する年間利用料金」を、「（以下「観覧料」という。）」の次に「又は条例第18条第 2 項の規定により読み替えられた条例第12条第 2 項の年間観覧料」を加える。

別記第 1 号様式中「第12条第 3 項」を「第12条第 4 項」に改める。

別記第 1 号様式の次に次の様式を加える。

別記第 1 号様式の 2（第 6 条関係）

北海道立北方民族博物館年間利用料金承認申請書	
平成 年 月 日	
北海道教育委員会 様	
指定管理者名	
所在地	
代表者 印	
北海道立博物館条例第12条第 4 項の規定により、年間利用料金の額を次のとおり定めたので申請します。	
記	
年間利用料金の種類	年間利用料金の額

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 版縦型とする。

（北海道立美術館利用規則の一部改正）

第 2 条 北海道立美術館利用規則（平成 4 年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（年間観覧料）

第7条の3 大学等（大学その他北海道立美術館条例施行規則第3条各号に規定する学校をいう。）が美術館の年間観覧料を納める場合は、あらかじめ、年間観覧料承認申請書（別記第1号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、年間観覧を承認するときは、申請者に対し、年間観覧承認書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

第8条第1項第11号中「第15条」を「第5条の3」に改め、同条第3項中「別記第1号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第9条第1項中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第10条第1項第3号中「1,890円」を「1,980円」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第14条第2項中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第3項中「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改める。

別記第5号様式を別記第7号様式とし、別記第2号様式から別記第4号様式までを2様式ずつ繰り下げる。

別記第1号様式中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第3号様式の前に次の2様式を加える。

別記第1号様式（第7条の3関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">年 間 観 覧 承 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">北海道立 美術館長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者 <u> </u> 学校名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;"><u> </u> 代表者職氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次により、北海道立 美術館の年間観覧をしたいので、北海道立美術館利用規則第7条の3第1項の規定により、申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">学 校 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">学 校 種 別</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">学 生 数</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年間観覧料</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		学 校 名		学 校 種 別		学 生 数	人	年間観覧料	円	備 考	
学 校 名											
学 校 種 別											
学 生 数	人										
年間観覧料	円										
備 考											

備考

- 1 「道立」の次に美術館の名称を加える。
- 2 学校種別には、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等と記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦型とする。

別記第2号様式（第6条の2関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">年 間 観 覧 承 認 書</p>

	平成 年 月 日
(申請者) 様	北海道立 美術館長 印
平成 年 月 日申請の北海道立 美術館の年間観覧を、次により承認します。	
記	
学 校 名	
期 間	平成 年 月 から 月間 平成 年 月 まで
留意事項 北海道立美術館利用規則を守ること。	

備考

- 1 「道立」の次に美術館の名称を加える。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦型とする。
- (北海道立文学館利用規則の一部改正)

第3条 北海道立文学館利用規則（平成6年教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、「規定により利用料金」の次に「又は年間利用料金」を、「受けようとするときは、」の次に「それぞれ」を、「(別記第1号様式)」の次に「又は北海道立文学館年間利用料金承認申請書（別記第1号様式の2）」を加える。

第7条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改め、「(以下「利用料金」という。)」の次に「又は「同条第2項に規定する年間利用料金」を加え、「全部又は一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第8条中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改め、同条第1号サ中「第15条」を「第5条の3」に改める。

第9条中「2,640円」を「3,430円」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第16条中「(以下「利用料金」という。)」の次に「又は同条第2項に規定する年間利用料金」を加え、「(以下「観覧料」という。)又は」を「(以下「観覧料」という。)、」に改め、「(以下「使用料」という。)」の次に「又は条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第2項の年間観覧料」を加える。

別記第1号様式中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

別記第1号様式の次に次の様式を加える。

別記第1号様式の2（第6条関係）

北海道立文学館年間利用料金承認申請書	
平成 年 月 日	
北海道教育委員会 様	
	指定管理者名
	所在地
	代表者 印

北海道立博物館条例第12条第4項の規定により、年間利用料金の額を次のとおり定めたいので申請します。

記

年間利用料金の種類	年間利用料金の額

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦型とする。

(北海道立釧路芸術館利用規則の一部改正)

第4条 北海道立釧路芸術館利用規則（平成10年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、「規定により利用料金」の次に「又は年間利用料金」を、「受けようとするときは、」の次に「それぞれ」を、「(別記第1号様式)」の次に「又は北海道立釧路芸術館年間利用料金承認申請書（別記第1号様式の2）」を加える。

第7条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改め、「(以下「利用料金」という。)」の次に「又は「同条第2項に規定する年間利用料金」を加え、「全部又は一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第8条中「第12条第6項」を「第12条第7項」に、同条第1号サ中「第15条」を「第5条の3」に改める。

第9条中「2,640円」を「3,430円」に改める。

第16条中「(以下「利用料金」という。)」の次に「又は同条第2項に規定する年間利用料金」を加え、「(以下「観覧料」という。)又は」を「(以下「観覧料」という。)」に改め、「(以下「使用料」という。)」の次に「又は条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第2項の年間観覧料」を加える。

別記第1号様式中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

別記第1号様式の次に次の様式を加える。

別記第1号様式の2（第6条関係）

北海道立釧路芸術館年間利用料金承認申請書

平成 年 月 日

北海道教育委員会 様

指定管理者名

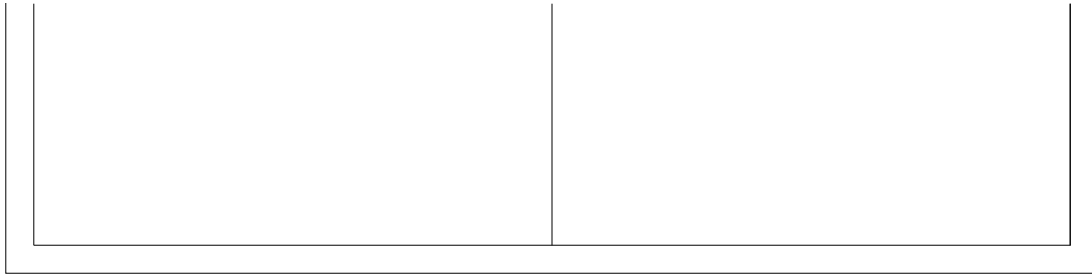
所在地

代表者 印

北海道立博物館条例第12条第4項の規定により、年間利用料金の額を次のとおり定めたいので申請します。

記

年間利用料金の種類	年間利用料金の額



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦型とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第7号

北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則
(教育財産規則の一部改正)

第1条 教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び3の項中「、道立埋蔵文化財センター、道立総合体育センター及び道立北見体育センター」を「及び道立埋蔵文化財センター」に改める。

(北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)

第2条 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

(35) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第2項の規定に基づく意見の申出に関すること。

第3条第1項に次の1号を加える。

(27) スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく意見の申出に関すること。

(北海道スポーツ表彰規則等の廃止)

第3条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

(1) 北海道スポーツ表彰規則（昭和38年北海道教育委員会規則第6号）

(2) 北海道文化賞規則（昭和49年北海道教育委員会規則第14号）

(3) 北海道立総合体育センター利用規則（昭和55年北海道教育委員会規則第16号）

(4) 北海道立北見体育センター利用規則（昭和57年北海道教育委員会規則第4号）

附 則

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第8号

北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第35項の表第1号に規定する教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が3種の職を占める校長とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北海道警察本部

庁 中 一 般

部 局

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 若狭 洋市
北海道警察本部長 園田 一裕

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部改正)

第1条 北海道青少年健全育成推進本部設置規程(昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」を「環境生活部くらし安全局道民生活課」に改める。

(北海道交通安全総合対策本部設置規程の一部改正)

第2条 北海道交通安全総合対策本部設置規程(昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」を「環境生活部くらし安全局道民生活課」に改める。

(北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部改正)

第3条 北海道男女平等参画推進本部設置規程(平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」を「環境生活部くらし安全局道民生活課」に改める。

(北海道人権施策推進本部設置規程の一部改正)

第4条 北海道人権施策推進本部設置規程(平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」を「環境生活部くらし安全局道民生活課」に改める。

(北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部改正)

第5条 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程(平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「観光振興監」の次に「食産業振興監」を加える。

別表中「

観光振興監

」を「

観光振興監
食産業振興監

」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第20号

北海道が平成24年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若狭 洋市

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
生涯学習推進事業(生涯学習振興奨励費補助金) 生涯学習推進の観点に立って、社会教育及び文化財保護並びに地域の教育研究の充実を図るため、予算の範囲内で	社会教育及び文化財保護の関係団体(グループ、サークル、クラブ、実行委員会等を含む。)、教職員で構成する教育研究団体、教育研究サーク	次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 1 生涯学習活動促進事業 (1) 学習や社会参加への意識を高め、自ら啓発に努める社会教育活動	2分の1以内の定額で、1事業当たり10万円(市町村等)にあっては50万円(以上)とし、200万円(教育長が特に	共通第2号様式(大会等の開催その他これに類する事業等)にあっては、共通第3号様式 共通第14号様式	共通第2号様式(大会等の開催その他これに類する事業等)にあっては、共通第3号様式 共通第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課又	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の様式については、昭和49年北海道告示第802号で定める様式を使用すること。 なお、同告

<p>補助する。</p>	<p>ル、教育研究所等並びに市町村</p>	<p>の促進に関する事業であつて、次に掲げる事業 ア 生涯学習奨励事業 イ 社会参加活動促進事業 (2) 文化財を生かしたまちづくりを目指し、地域の文化財活動の促進に関する事業（文化財の保存・保護の奨励事業） 2 教育研究活動促進事業 教職員の資質の向上や指導方法の改善・充実に資する、地域の実情に応じた教育研究活動を促進する事業（教育研究の振興事業）</p>	<p>必要と認める事業にあつては教育長が必要と認める額を限度とする。</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合は必要としない。） 役員名簿 規約又は活動目的が記載された書類 別に指示する様式</p>	<p>共通第31号様式</p>	<p>は管轄の教育局</p>	<p>示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」又は「北海道教育庁〇〇教育局長(氏名)」(提出先が教育局である場合に限る。)と書き換えて使用すること。 2 書類は、市町村若しくは教育局管内単位の組織を有する社会教育団体等又は全道的規模に満たない教育研究団体等にあつては教育局長に、市町村規模に満たない社会教育団体等にあつては市町村教育委員会を經由し教育局長に、提出すること。 ただし、全国及び全道的組織を有する社会教育団体等及び全道的組織を有する教育研究団体等にあつては、北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課に提出すること。</p>
<p>外国語教育推進事業(北海道・アルバータ州高校生交換留学促進事業費) 北海道・アルバータ州高校生交換留学促進事業に参加する生徒の保護者に対し、その活動を奨励するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>参加生徒の保護者</p>	<p>北海道・アルバータ州高校生交換留学促進事業に参加するために必要な経費のうち、参加生徒の新千歳空港とカナダ・エドモントン空港又はカルガリー空港との間の往復交通費</p>	<p>定額(12万円。ただし、補助対象経費の実支出額が12万円に満たない場合は、その額とする。)</p>	<p>教育第10号様式 教育第11号様式 別に指示する様式</p>	<p>教育第10号様式 教育第12号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示第802号及び第816号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」と書き換えて使用すること。</p>
<p>高等学校生徒遠距離通学費等補助事業(高等学校生徒遠距離通学費等補助金)</p>	<p>通学費等負担者</p>	<p>1 通学費(定期乗車券購入経費に限る。) 2 下宿費(下宿にあつては部屋代、間借りにあ</p>	<p>定額</p>	<p>教育第16号様式 教育第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>教育第19号様式(通学費に係る補助を受けた者)</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式</p>

<p>道立高等学校の募集停止に伴い遠距離通学等となる場合において、保護者の経済的負担を軽減し、生徒の修学の機会を確保することを目的に予算の範囲内で補助する。</p>		<p>っては光熱水費及び管理費等を除く部屋代に限る。)</p>	<p>式</p>	<p>教育第20号様式(下宿費に係る補助を受けた者)別に指示する様式</p>	<p>示する日 提出先 公立高等学校の生徒 管轄の教育局 私立高等学校の生徒 北海道教育庁新しい高校づくり推進室</p>	<p>については、昭和49年北海道告示第816号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中宛先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、公立高等学校の生徒にあっては、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。 2 書類は、生徒が修学する高等学校の校長を経由すること。</p>
<p>被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業 東日本大震災により被災した幼児児童生徒に対して、必要な援助を行った市町村の負担を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。 1 被災幼児就園支援事業 2 被災児童生徒就学援助事業 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業</p>	<p>市町村</p>	<p>1 被災幼児就園支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する幼稚園就園奨励事業に係る所要経費 2 被災児童生徒就学援助事業 学用品等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費</p>	<p>10分の10以内(千円未満を切り捨てた額)で、次の額を限度とする。 1 被災幼児就園支援事業 年度ごとに文部科学省が定める幼稚園就園奨励補助金の補助単価額(国庫補助限度額)とする。 2 被災児童生徒就学援助事業 要保護児童生徒援助補助金の各事業における一人当たりの単価を踏まえ文部科学省が決定する額とする。</p>	<p>1 被災幼児就園支援事業 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 教育第26号様式 別に指示する様式 2 被災児童生徒就学援助事業 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 教育第27号様式 別に指示する様式 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業</p>	<p>1 被災幼児就園支援事業 共通第29号様式 共通第31号様式 教育第26号様式 別に指示する様式 2 被災児童生徒就学援助事業 共通第29号様式 共通第31号様式 教育第27号様式 教育第28号様式 別に指示する様式 3 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 共通第29号様式 共通第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示第802号及び第816号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」と書き換えて使用すること。</p>

			3 被災 児童生 徒等特 別支援 教育就 学奨励 事業 特別 支援教 育就学 奨励費 補助金 の各事 業にお ける一 人当た りの単 価を踏 まえ文 部科学 省が決 定する 額とす る。	共通 第14号 様式 共通 第18号 様式 共通 第20号 様式 教育 第29号 様式 教育 第30号 様式 別に 指示す る様式	教育 第29号 様式 教育 第30号 様式 別に 指示す る様式		
--	--	--	--	--	--	--	--

北海道教育委員会告示第21号

平成25年度の北海道立高等学校の入学選抜学力検査日は、平成25年3月5日（火曜日）とする。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会告示第22号

平成25年度の北海道立中等教育学校の入学選考検査日は、平成25年1月12日（土曜日）とする。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会告示第23号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
由 仁 町	由 仁 町 立 川 端 小 学 校	平成24年 3月31日	三川小学校への統合による廃止
豊 浦 町	豊 浦 町 立 大 和 小 学 校	平成24年 3月31日	豊浦小学校への統合による廃止
せ た な 町	せ た な 町 立 平 田 内 小 学 校	平成24年 3月31日	久遠小学校への統合による廃止
	せ た な 町 立 島 歌 小 学 校	平成24年 3月31日	瀬棚小学校への統合による廃止
厚 岸 町	厚 岸 町 立 片 無 去 小 学 校	平成24年 3月31日	太田小学校への統合による廃止
標 津 町	標 津 町 立 薫 別 小 学 校	平成24年 3月31日	標津小学校への統合による廃止
	標 津 町 立 古 多 糠 小 学 校	平成24年 3月31日	川北小学校への統合による廃止
由 仁 町	由 仁 町 立 由 仁 中 学 校	平成24年 3月31日	新設する由仁中学校への統合による廃止
	由 仁 町 立 三 川 中 学 校	平成24年 3月31日	
平 取 町	平 取 町 立 貫 気 別 中 学 校	平成24年 3月31日	平取中学校への統合による廃止
厚 岸 町	厚 岸 町 立 片 無 去 中 学 校	平成24年 3月31日	太田中学校への統合による廃止
標 津 町	標 津 町 立 薫 別 中 学 校	平成24年 3月31日	標津中学校への統合による廃止
	標 津 町 立 古 多 糠 中 学 校	平成24年 3月31日	川北中学校への統合による廃止

北海道教育委員会告示第24号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更の届出を、受理した。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
由仁町	由仁町立三川小学校	平成24年4月1日	夕張郡由仁町三川泉町178番地	夕張郡由仁町本三川484番地	旧由仁町立三川中学校校舎の転用に伴う移転
古平町	古平町立古平小学校	平成24年4月1日	古平郡古平町大字浜町932番地	古平郡古平町大字浜町370番地	新校舎の設置に伴う移転
美幌町	美幌町立美幌中学校	平成24年4月1日	網走郡美幌町字東3条南5丁目1番地及び東4条南5丁目1番地	網走郡美幌町字稲美130番地の5	旧北海道美幌高等学校校舎の転用に伴う移転

北海道教育委員会告示第25号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の中学校の設置の届出を、受理した。

平成24年3月30日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

設置者	名 称	位 置	設置の時期	設置の理由
由仁町	由仁町立由仁中学校	由仁町新光50番地の1	平成24年4月1日	由仁中学校及び三川中学校の統合に伴う新設

通知・通達・照会

教 生 第 1711 号
平成24年3月30日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部改正について（通知）

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱（平成13年3月30日教育長決定）の一部を別記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしましたので、事務処理を適切に行うようにしてください。

（生涯学習推進局生涯学習課企画・施設グループ）

別記

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（平成24年3月13日教育長決定）

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱（平成13年3月30日教育長決定）の一部を次のように改正する。

第2中「、文化・芸術及びスポーツ」を「及び文化財保護」に改める。

第4の表中「、文化・芸術及びスポーツ」を「及び文化財保護」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1

生 涯 学 習 活 動 促 進 事 業

区 分	振興の重点	補助対象事業名	事 業 の 内 容
	学習や社会参加への意識を高め、	生涯学習奨励事業	社会教育研究・研修大会の開催 指導者の研修及び養成

社会教育の振興	自ら啓発に努める社会教育活動を促進する。	社会参加活動促進事業	生涯学習実践グループの育成
			生涯学習の交流事業の促進
			視聴覚教育の振興
			地域の教育力向上のための事業の奨励
			団体活動の促進
			生涯学習を促進するための指導者の活用と実践活動の奨励
文化財保護の振興	文化財を生かしたまちづくりを目指し、地域の文化財活動を促進する。	文化財の保存・保護の奨励事業	指定無形民俗文化財の保存
			文化財愛護ボランティア活動の育成
			文化財保護思想の普及活動の奨励
上記以外で特に教育長又は教育局長が必要と認める事業			

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

